

# いいの事務所 ニュース

Iino Management &amp; Labor Consulting Office

2016/07/10

VOL.63

## ● 「女性・シニア」働く人の5割

2015年国勢調査の抽出速報集計（総務省）によると就業者全体に占める女性と65歳以上の高齢者の割合が初めて5割を超えました。

少子高齢化により、労働力人口は6075万人となり、5年前の調査と比べて295万人も減少して

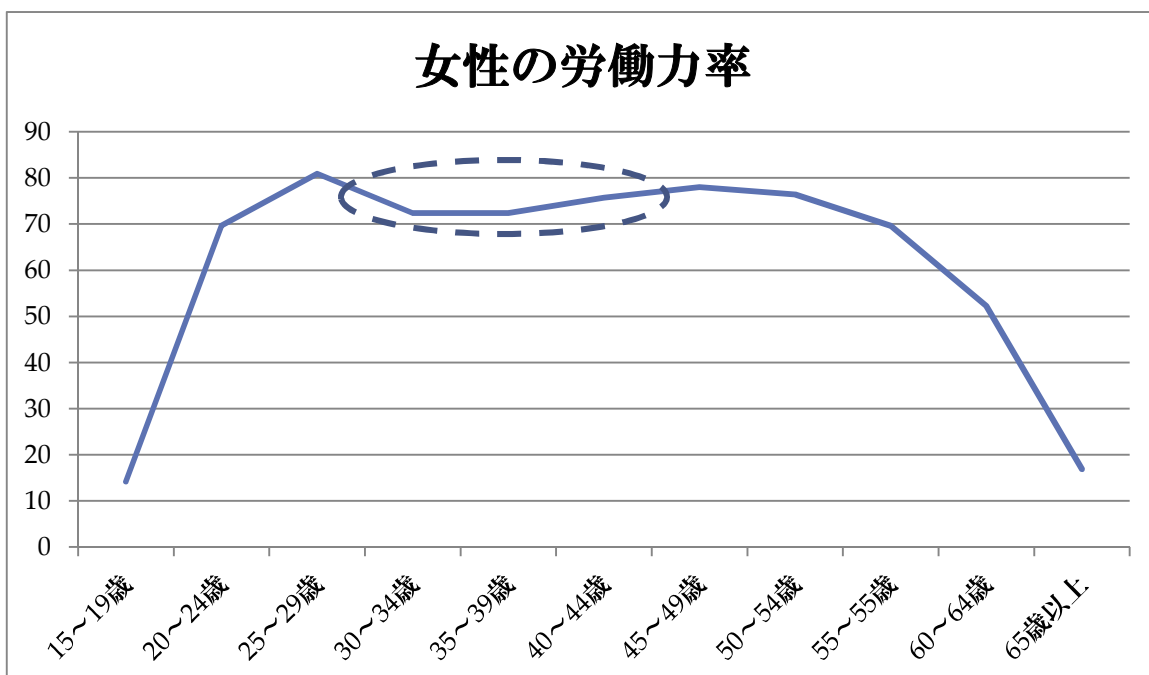
います。中小企業においては、昨今、人手不足感が続く中、この解消のためには、いよいよ女性とシニア層の活用を検討しなければならない段階となってきました。いわゆる「働き方改革」に向けて踏み出す必要があるのです。

※労働力率とは、15歳以上の人口のうち、働いている人（企業で働く雇用者や自営業者など）と現在は働いていないが仕事を探している人（失業者）の合計。専業主婦、学生等就業の意思のない人は含まれない。

## ● 「子育て」と「仕事の両立」

女性の活躍を推進させるためには、「子育て」と「仕事の両立」が課題となってきます。しかしながら、まだまだ、結婚や出産を機に退職してしまう女性が多くいるのが現状です。女性の労働力を年代別にみると25～29歳の80.9%をピークに、30代は72.4%まで低下しています。

育児後に復職して労働力率は再び上昇し、40～44歳は75.7%、45～49歳は78.0%まで上昇します。この「M字カーブ」の解消（図点線部分）が、企業に求められおり、中小企業こそ、ここに力を入れるべきなのです。



## ● 「経営者にとっての初めての育休」出版されました！

この度、関連会社でありますBe Ambitious合同会社が編集しました、『経営者にとっての初めての育休 そして誰もいなくなった…』を出版いたしました。

女性活躍には避けては通れない課題である「子育て」と「仕事」の両立…。労働力人口の減少が始まっている日本の社会にとって、特に中小企業にとっては死活問題です。しかしながら、この課題を解決することは、中小企業にとってそう簡単なことではありません。経営者の意識とそれを支える従業員の気持ちと育児休業から復帰する労働者の心構えの3つが揃って初めて成り立つのです。

本書は、前半部分は実務編として、当事務所職員であります藤岡衣里子が「当事務所における育児休業奮闘記」をまとめています。

当事務所では、雇用した2人目の職員が入所3か月で妊娠、育児休業を取得しました。その後採用した職員2名もおおよそ3か月おきに次々と妊娠、育児休業と続き、延べ4名の職員が5回の育児休業を取得しています。

経営者にとっては、育児休業は喜ばしいこと

ばかりではなく、代替え要員の確保、又その時期、休業者を見送った職員たちの業務量、モチベーションの問題等々、難題が次々に発生します。実際、当事務所ではどのような問題が発生したのか、それらはどのように解決していったのか等、事例を踏まえて解説しています。もちろん、当事務所が取組んだことが『正解』とばかりはいえないのですが、実際に乗り切った事例ではあり、参考にして頂きたいです。

また、後半部分は、理論編として大阪産業大学経営学部経営学科准教授 井上仁志先生に書いて頂きました。2106年4月に施行された「女性活躍推進法」。これに対応するために企業に求められていることや法改正の背景、関連法等について書かれています。また、行政施策や家庭での役割などについても触れられています。初めての育児休業者を迎える中小企業の経営者に覚悟・準備をして頂くためのヒントとして著したものです。

ぜひお手元にとってご覧ください。本書、購入希望の方は、当事務所までご連絡下さい。送料込み1,000円で販売いたします。

## ● 女性活躍推進度チェック！

- ① 男女公平に採用を行っていますか。
- ② 女性社員が参加しづらい曜日や時間帯に研修や会議を設定していませんか。
- ③ セクハラ、パワハラ、マタハラ防止に関する周知及び研修を実施していますか。
- ④ 管理職に対し女性社員に対する両立支援育成の意識改革を行っていますか。
- ⑤ 昨年一年間の年次有給休暇の取得率は50%未満となっている。
- ⑥ 過去6か月以内に週60時間以上働いている労働者が5%以上いる。
- ⑦ 両立支援制度の内容について、労働者に周知できていますか。
- ⑧ 育児休業取得者が円滑に職場復帰できるような体制が整えられていますか。
- ⑨ 多彩な女性社員の活躍モデルはありますか。
- ⑩ 正社員への転換制度を利用して正社員となりキャリアアップした女性労働者はいますか。
- ⑪ この6か月以内に初めての育児休業の申出がある予定である。
- ⑫ 現在、育児休業取得者が3名以上いる。
- ⑬ 「くるみんマーク」の取得を考えている。

①～⑩の項目に、チェックが3つ未満の企業様は女性活躍推進度がかなり低いと思われ、チェック3～6の企業様は、平均レベルといえます。いずれも当事務所にご相談ください。チェックが7つ以上の企業様は、より一層女性活躍推進を進めて下さい。また、⑪～⑬の項目にチェックが一つ以上付いた企業様におきましては、当事務所の『育休産～IKKYU-SAN～』丸ごとパックの利用をご検討ください。